

(質問)

大地震が発生した時、被災した建物はそのまま使用しても大丈夫ですか。

(回答)

地震が発生して、市町村長が被災した建物の応急危険度判定を必要と判断した場合、直ちに市町村長は、知事に応急危険度判定士の支援要請を行うこととなっています。

これにより、県では市町村実施本部から判定士の支援要請を受け、県の養成した応急危険度判定士に出動要請を行い、被災した建物の応急危険度の判定を実施します。

判定結果については、「危険」、「要注意」、「調査済」の3種類の判定ステッカーを建物の出入口など見やすい場所に貼付し、建築物の利用者・住居者だけでなく、付近を通行する歩行者にも注意を呼びかけます。

(問い合わせ先)

連絡先	山梨県土木部建築指導課
担当	建築審査担当
電話	055-223-1734
FAX	055-223-1707
E-mail	kenchiku@pref.yamanashi.jp
ホームページ	http://www.pref.yamanashi.jp/doboku/kenchiku/index.htm